

コンプライアンス体制

SMFGのコンプライアンス体制

コンプライアンスに関する基本方針

SMFGは、複合金融グループとしての公共的使命と社会的責任を果たすべく、コンプライアンスの強化を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、より一層その徹底に努め、もって、真に優良なグローバル企業集団の確立を目指しています。

コンプライアンス面からのグループ管理

金融持株会社である三井住友フィナンシャルグループは、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、グループ会社のコンプライアンス等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行える体制の整備に努めています。

具体的には、グループ会社との定例打ち合わせ会や個別面談等を通じて、各社の自律的コンプライアンス機能の状況を管理しています。

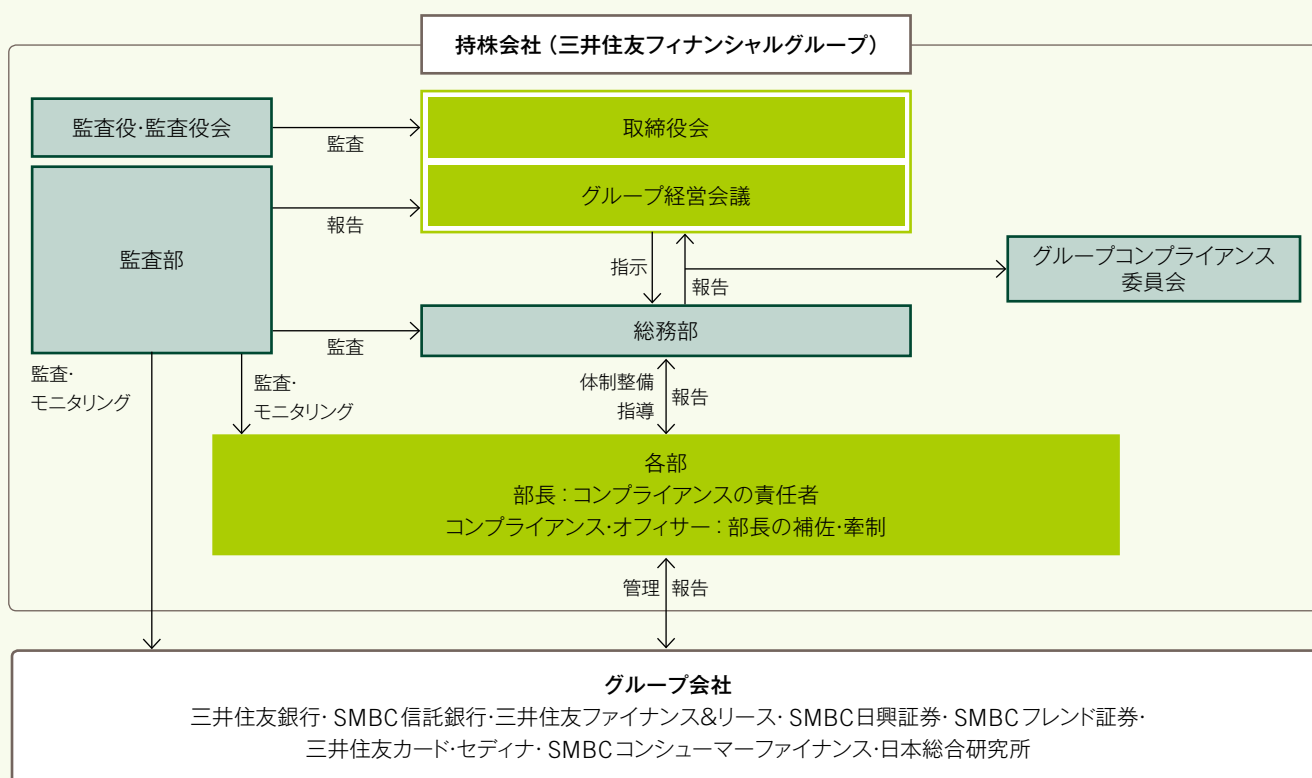
内部通報制度および会計・監査不正に関する通報制度

持株会社の三井住友フィナンシャルグループでは、法令等に違反する行為を早期に発見・是正することにより、自浄作用を高めることを目的として、グループ各社の従業員等も利用可能な内部通報窓口「SMFG グループアラームライン」を社内外に設けています。

また、持株会社の三井住友フィナンシャルグループおよびその連結子会社の会計、会計にかかる内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正することにより、グループ内の自浄機能を高めるべく、グループの内外から会計・監査不正に関する通報を受け付ける「SMFG会計・監査ホットライン」を設置しています。

➔ 「SMFG会計・監査ホットライン」については、ディスクロージャー誌資料編21ページをご参照ください。

▶ SMFGのコンプライアンス体制



三井住友銀行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制強化への取組

コンプライアンスの確保、すなわち、法令等の社会的規範を遵守することは、企業として当然のことですが、特に、銀行においては、金融機関としての公共的使命と社会的責任に照らし、コンプライアンスの確保がより重要視されます。

三井住友銀行では、SMFGの基本方針を踏まえ、全役職員に、「信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること」を求める等、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、銀行法や金融商品取引法等、関係法令の遵守や、反社会的勢力との関係遮断等に取り組んでいます。

コンプライアンスに関する体制と運営

三井住友銀行では、「各店舗が自己責任において事前にコンプライアンスにかかる判断を実施し、事後に独立した監査部門が厳正な監査を行う二元構造」を、コンプライアンス体制の基本的な枠組みとしています。

この二元構造を維持し、有効に機能させていくために、総務部と法務部の2つの部からなる「コンプライアンス部門」が、経営の指示のもと、コンプライアンス確保のための体制整備を企画・推進するとともに、各店舗に対する指示・モニタリングや、各店舗のコンプライアンスにかかる判断のサポートを実施しています。

このような枠組みを有効に機能させるべく、三井住友銀行では、次のような運営を行っています。

コンプライアンス・マニュアルの制定

役職員が行動を選択する上で、その目標・指針となるよう、60の行動原則からなるコンプライアンス・マニュアルを取締役会の決議をもって制定し、役職員に周知徹底しています。

コンプライアンス・プログラムの策定

三井住友銀行および連結対象各社におけるコンプライアンスを有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進めています。

特に2016年度は、マネー・ローンダリング防止とテロ資金供与対策管理、贈収賄防止、顧客情報管理、利益相反管理、銀行法管理の5領域を中心に体制強化を進めています。

コンプライアンス・オフィサー等の設置

各店舗に設置しているコンプライアンス・オフィサーに加え、ホールセール部門、リテール部門等の一部の業務部門においては、業務推進ラインとは独立した「コンプライアンス統括オフィサー」を配置し、営業拠点のコンプライアンス活動の指導・監督を実施しています。

コンプライアンス委員会の設置

行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう、行内の横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、関連部長を委員としていますが、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、外部有識者にも委員として出席いただいています。

三井住友銀行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取り扱いに関して、銀行法上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人全国銀行協会」、信託業法・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人信託協会」、ならびに金融商品取引法上の「指定紛争解決機関」である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」と、契約を締結しています。

➡ 指定紛争解決機関の詳細については、ディスクロージャー誌資料編21ページをご参照ください。